

廃棄物処理に係る手数料の徴収等に関する要綱

(総則)

第1条 手数料条例（平成12年横須賀市条例第9号。以下「条例」という。）別表第5第1項第1号から第5号までに規定する手数料（以下「廃棄物処理手数料」という。）の徴収については、別に定めがあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(手数料の徴収方法)

第2条 廃棄物処理手数料は、納入通知書により徴収し、その納期限は、次の各号に定める日とする。

(1) 条例別表第5第1項第1号アに規定する手数料 次の表の左欄に掲げる期間内に処理したものについて同表右欄に掲げる日

4月1日から7月31日まで	7月31日
8月1日から11月30日まで	11月30日
12月1日から3月31日まで	3月31日

(2) 条例別表第5第1項第2号ウ及び同項第3号（官公署が搬入し、又は事業者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第1項の許可を受けた者に委託して搬入させた事業系一般廃棄物の処分手数料のうち1月ごとに支払うもの（次号において「継続的事業系廃棄物」という。）を除く。）に規定する手数料 廃棄物の搬入日

(3) 前2号以外の廃棄物手数料（ただし、条例別表第5第1項第3号に規定する手数料については、継続的事業系廃棄物に限る。） 毎月1日から末日までに収集したものについて翌月の末日

2 条例別表第5第1項第1号アに規定する手数料に係る期間の算定については、当該期間に1月未満の端数があるときは、1月として計算する。

3 第1項第3号の規定にかかわらず、条例別表第5第1項第2号イ及びウに規定する手数料については、指定代理納付者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定により市長が指定した指定代理納付者をいう。）をして当該手数料を納付させることを申し出ることができるものとする。

(減免申請)

第3条 条例第6条又は条例第7条の規定による減免の申請は、廃棄物処理手数料減免申請書（別記様式）によらなければならない。

（その他の事項）

第4条 この要綱の施行について必要な事項は、環境部長が定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

別記様式（第3条関係）

廃棄物処理手数料減免申請書

年 月 日	
(あて先) 横須賀市長	
申請者	住所 氏名 (法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名) 電話
廃棄物の種類	
申請理由	
減免期間	
搬入車両	
(事務処理欄)	